

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮することができ、職員と金庫が共に成長できる職場環境を実現するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から2027年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施期間

目標 1. 年次有給休暇の取得率を65%以上とする。

<取組内容>

- ・2024年4月～ ・多様な目的で利用することができる利用目的を限定しない、ウェルビーイングを意識した休暇制度の創設と周知をする。
- ・上記休暇制度を含めた有給取得率を65%以上とし、休暇を取得しやすい環境を醸成する。

目標 2. 管理職の1つ下位の職位である代理職に占める女性の割合を30%以上とする。

<取組内容>

- ・2024年4月～ ・育児と仕事の両立をしやすい環境を整備するため育児短時間勤務および子の看護休暇の利用可能期間を、小学校3年生を修了するまでとする。
- ・キャリアパスやスキルマップを明示し将来のキャリアについてマネジメントしやすい環境を作る。
- ・女性職員の積極的な外部研修等への派遣を行う。